

平成26年度 人をつなぎ まちをつなぐ 文化芸術活動事業補助金報告

市では、「宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン」に基づき、文化芸術のまちづくりや人づくり、地域伝統文化の継承や活用、次世代育成など文化の力をまちづくりに活用する事業に対して、補助金（最長3年）を交付しています。
今回は平成26年度に補助が終了した事業を紹介いたします。

宗像大社みあれ祭 陸上神幸

みあれ祭海上神幸の後、徒歩行列による陸上神幸を実施。地元の中海中学校の子どもたち用の衣装を準備するなど、地域・学校を巻き込んで事業を実施することができました。

地島山笠継承事業

無病息災と豊漁を祈願して実施。補助金で神輿（みこし）用の人形と法被を整備。島民の結束を深め、島をあげての一大イベントとすることができました。

おでかけ音楽隊

コミセンや幼稚園、保育園などに出向き、絵本や紙芝居と童謡、クラシック音楽などとコラボレーションしたコンサートを開催。内容や広報の充実を図り、多くの子どもたちに音楽鑑賞の機会を提供することができました。

田熊山笠の 伝統文化継承事業

田熊山笠は、1992年に地域の有志で復興した、毎年7月に示現神社に奉納される山笠。水法被や手ぬぐいなどを購入し、水法被は東郷小学校の5、6年生に贈呈しました。山笠行事には、全校児童（約550人）が参加するなど、地元子どもたちに山笠を伝える

宗像四国西部霊場 めぐり活用事業

旧宗像郡で幕末から続いている霊場めぐりの認知度を上げるために、宗像四国西部霊場（東郷・玄海地区など）の実地調査に基づき、本所、番外札所53カ所全てを網羅した冊子を作成しました。郷土史の資料としての活用だけでなく、健康づくり



宗像霊場めぐり研究会のみなさん

ることで、後継者の育成にもつながり、地域との連携が深まりました。
のウォーキングマップとしても使える冊子です。過去には、宗像四国東部霊場（赤間西・吉武地区など）、大島霊場めぐりの冊子も作成しています。西部霊場については、コミセンなど市内各所で閲覧できます。

問い合わせ先
文化スポーツ課
☎(36) 1540

「青少年国際交流事業」に 補助金を交付 随時受付中

市では、国際化の進む社会で活躍できる青少年の育成を目的に、青少年国際交流推進事業を応援しています。

●対象団体 市内で活動する市民公益活動団体
●対象事業 次のいずれかに該当する事業
▽市内の10人以上の青少年が、国際交流のために海外に渡航する事業（2年に1回以上、相互に国を訪問することが必要）
▽外国の都市に居住する10人以上の青少年をホームステイで受け入れる事業
*青少年が主体ではない、主な目的が観光やスポーツ観戦、営利目的、市の他の補助金などが交付される事業などは対象外

●提出書類 所定の申請書
●募集要項と申請書は、子ども育成課（西館1階）で入手か、市HP（http://www.city.munakata.lg.jp/）「むむハグ」↓「学ぶ」↓「グローバル人材育成」からダウンロード可
*予算の範囲内で、随時採択を決定します
■問い合わせ先
子ども育成課
☎(36) 1214

大雨の対策をしよう



梅雨の季節を迎え、大雨や土砂災害が心配されます。日頃の備えや心構えで、被害を最小限に防ぐことができます。「宗像防災マップ」で、防災に対する意識を高め、災害時の行動に役立ててください。

どい）の修繕、雨戸の補強、自宅や周辺の側溝などを点検しておく
▽非常食などの確保
▽避難指示が出た時に、すぐに避難できるように貴重品や非常時持出品を準備しておく
▽避難場所の確認
▽避難時に落ち着いて行動できるように避難場所や避難経

路について確認しておく
●災害時に心がけること
▽気象情報の収集
▽ラジオ、インターネットなどで、最新情報の入手を心がける。市では、携帯電話やパソコン、フアクスなどで気象情報や避難情報などのお知らせを受け取ることがで



きる、緊急情報伝達システムを整備（登録無料。通信料がかかります。詳細は「宗像防災マップ」15ページ参照）。市防災HP（http://www.munakata-bousai.jp/）も開設
▽家財道具の移動
▽浸水が心配される場合は、家財道具や貴重品、生活用品などを、高い安全な場所に移動させる

避難時に気を付けること

●安全な場所に避難
●浸水後は、近隣ビルの高層階

■問い合わせ先
地域安全課
☎(36) 5050

【補助金額】

補助対象経費	補助額と補助金の限度額
渡航費	▽渡航する青少年1人当たりの渡航費の2分の1（2万円を超える場合は、2万円が限度。1,000円未満切り捨て） ▽補助金総額が30万円を超える場合は、30万円が限度
ホームステイ受け入れ費	▽受け入れる青少年1人1泊につき、2,000円 ▽補助金総額が6万円を超える場合は、6万円が限度

せき いく ゆき
弁護士 関 五行 (福岡県弁護士会所属)
弁護士法人向原・川上総合法律事務所

■相続 ■遺言 ■生前贈与 ■離婚
につき、是非お気軽にご相談ください
相談料 30分 5400円

TEL:092-406-2399

事務所所在地：福岡市中央区天神二丁目14-7 福岡証券ビル7階
(ご相談内容等に応じて出張相談も承ります)

とってもお手軽！
8~20時
0120-076-014

コンパクトクラス
12時間のって
マーチ・デミオ・軽トラ etc
¥2,500

レンタカー & リース
検索

吉井商事株式会社
東郷店
森林都市店